

秦野市学童保育連絡協議会運営規定

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は秦野市学童保育連絡協議会（以下連協）とします。

(所在地)

第2条 連協の所在地は神奈川県秦野市並木町4-18に置きます。

(構成)

第3条 この会は秦野市内の学童保育の児童支援専門員と保護者などによって構成されます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、秦野市内の学童保育の支援員および保護者などとの連絡を密にし、学童保育設備、制度の改善、保育内容を向上させるとともに、学童保育の乱立、一極集中による保育サービスの質の低下や過当競争を防ぐために適正な配置など統括していくことを目的とします。

(事業)

第5条 この会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学童保育の施設や運営の改善に努めます。
- ② 定期的な調査活動を行い、構成員や支援員、保護者の声を取り入れます。
- ③ 学童保育の運営、保育内容を向上させるため、研修、学習活動を行います。
- ④ 保護者会の結成と活動に協力します。
- ⑤ この連協に新規加入する団体に対し、情報の共有や協働体制を構築します。
- ⑥ その他、連協の目的達成に必要な活動を行います。

第3章 会員

(種別)

第6条 秦野市内の学童保育の保護者と支援員などによって作られるこの会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1人
- (4) 財政局長 若干名
- (2) 監事 1人以上 3人以下

(選任等)

第14条 会長及び監事などの役員は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、役員相互の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事はこの会の会員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 役員業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、役員事に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 役員又は監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 事業報告及び決算に関する事項

(5) 役員の選任等に関する事項

(6) 入会金及び会費に関する事項

(7) 長期借入金に関する事項

(8) 事務局の組織等に関する事項

(9) その他この会の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した役員、正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 役員会

(構成)

第 29 条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第 30 条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(4) 役職を持たない職員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 役員会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただしあらかじめ通知していない新たな議案については、出席役員の 2 分の 1 以上の同意が必要である。

2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した役員は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、役員会に出席したものとみなす。

4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 37 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この会の資産は、放課後児童健全育成事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第42条 この会の会計は、放課後児童健全育成事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第48条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

第49条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする放課後児童健全育成事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- 2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この会が解散したときに残存する財産は、正会員のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第52条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	府川	優樹
副会長	藤田	直正
同	國松	基祥
事務局長	佐々木	広世
財政局長	國松	基祥
監事	安澤	節子
- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

正 会 員	個人	10000 円	団体	10000 円
賛助会員	個人	3000 円	団体	10000 円
 - (2) 年会費

正 会 員	個人	2000 円(一括)もしくは 200 円 (月払い×12)		
	団体	10000 円		
賛助会員	個人	500 円(一括)もしくは 50 円 (月払い×12)		
	団体	10000 円		
- 7 この会は、平成 27 年 5 月 1 日に発足するものとし、この規約は同日より効果を發揮するものとする。